

日本泌尿器科学会北海道地方会会則

(総則)

第1条 本会は日本泌尿器科学会北海道地方会と称する。

第2条 本会は日本泌尿器科学会の北海道地方部会として、泌尿器科学およびその隣接科学の進歩と普及に寄与するとともに、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために、学術集会を開催するとともに、本会の趣旨に沿った事業を行う。

第4条 本会は事務局を会長が所属する施設に置いて事務的処理を行う。

(会員)

第5条

(1) 本会は北海道在住の日本泌尿器科学会の会員を正会員とする。

(2) その他の地域の日本泌尿器科学会の会員で加入を希望するものを準会員とする。

(3) 会員となるには、文書または口頭で事務局に申し込み、会費を納入する。

(4) 本会は賛助会員の加入を認めることができる。ただし賛助会員の資格、加入の可否は運営委員会で審議する。

(5) 会員以外のものの地方会での学術発表は会長の許可を要する。

第6条 会員および準会員は年会費を事務局に納入する。ただし、65歳以上の会員で申し出があった場合は次年度より会費を免除する。

第7条 退会を希望するものはその旨を事務局に届出なければならない。その場合既納の会費は返却しない。

第8条 会費を5年以上滞納するか、本会の名誉を著しく傷つける行為のあった会員は運営委員会、総会の議を経て除名することがある。

(役員)

第9条 本会は役員を次のごとく定める。

① 会長 1名

② 副会長 1名(前会長)

③ 運営委員 12名

④ 監事 3名

第10条 次年度の会長は会員中より運営委員会で選出され、総会で承認をうける。任期は1年とし、連続しての再任は原則として認めない。

第11条 運営委員は会員中より選出され、総会で承認をうける。選出方法は別に定める。任期は2年とし、再任は妨げない。

(会長)

第12条 会長は本会を代表して会務を統括処理するとともに学術集会を主宰する。

第13条 会長に事故あるときは副会長がこれに当たる。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は運営委員及び監事から構成される。必要に応じ会長が召集する。審議された事項については会長が地方会の総会に報告し承認を得る。

第15条 運営委員会は地方会の運営に必要な事項を検討する他、次回会長と副会長の推薦、賛助会員の加入、会員の除名などを審議する。

(総会)

第16条 会長は必要に応じ学術集会時に総会を開く。

第17条 総会は会長や運営委員からの報告、提案事項およびその他の事項を審議する。

(会計)

第18条 本会の学術集会、その他の事業に必要な費用は会費およびその他の収入によって賄う。

第19条 本会の会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第20条 財産は銀行預金または郵便貯金として事務局で保管する。

第21条 会長は次年度初頭に会計報告をし、運営委員会、総会の承認を得る。

(雑則)

第22条 本会則は運営委員会、総会の議を経て変更できる。

(附則)

本会則は1993(平成5)年2月6日より施行する。

本会則は2004年(平成16)年1月17日より改正して施行する。

本会則は2013年(平成25)年1月26日より再改正して施行する。

本会則は2013年(平成25)年6月15日より再々改正して施行する。

本会則は2015年(平成27)年6月13日より再々々改正して施行する。

(細則)

運営委員は、3大学からの教授と、各大学の教授の推薦する3名とする。就任については、総会の承認を要する。監事に関しては、各大学の教授が1名を推薦する。就任については、総会の承認を要する。

会員以外の者が北海道地方会に参加の場合は、参加費・プログラム代として1,000円を徴収する。なお、会長が特別に認めるものに関しては、参加費・プログラム代を免除する。

会費を免除された会員がプログラム送付を希望する場合は、毎年事務局にその希望を届ける。